

自由民主党千葉県支部連合会規約

現 行

第四節 組織委員会及び部局

第八条 本支部連合会の組織活動を統一し、かつ強化するため、組織委員会を置く。

- 2 組織委員会に、委員長一名、副委員長及び組織委員若干名を置く。
- 3 組織委員長は、組織委員会の運営にあたり、その部局を指揮し、かつ管掌する。
- 4 組織副委員長は、組織委員長を補佐する。
- 5 組織副委員長及び組織委員は、総務会の承認を受けて、会長が決定する。

第九条 組織委員長管掌のもとに、次の部局を置き、各局に局長及び次長各一名、各部に部長及び副部長各一名を置く。

- 1、組織総局

改 正 案

が修正部分。取消線は削除部分。

第四節 組織本部及び部局

第八条 本支部連合会の組織活動を統一し、かつ強化するため、組織本部を置く。

- 2 組織本部に、本部長一名、副本部長及び組織本部員若干名を置く。
- 3 組織本部長は、組織本部の運営にあたり、その部局を指揮し、かつ管掌する。
- 4 組織副本部長は、組織本部長を補佐する。
- 5 組織副本部長及び組織本部員は、総務会の承認を受けて、会長が決定する。

第九条 組織本部長管掌のもとに、次の部局を置き、各局に局長及び次長各一名、各部に部長及び副部長各一名を置く。

- 1、組織総局

地方組織部

地方議会議部

団体対策部

2、青年局

3、青年部

4、女性局

2 局長、次長、部長及び副部長は、総務会の承認を受けて、組織委員長が決定する。

3 組織委員会の各部局に、党外各種団体との連絡に任ずるため、連絡協議会を設け、連絡活動は組織委員会において調整し、かつ促進する。

第五節 広報委員会及び局

第十条 本支部連合会の広報活動を強化し、かつ促進するため、広報委員会を置く。

2 広報委員会に、委員長一名、副委員長及び広報委員若干名を置く。

3 広報委員長は、広報委員会の運営にあたり、その部局を指揮し、かつ管掌する。

4 広報副委員長は、広報委員長を補佐する。

5 広報副委員長及び広報委員は、総務会の承認を受けて、会長が決定

地方組織部

地方議会議部

団体対策部

2、青年局

3、青年部

4、女性局

2 局長、次長、部長及び副部長は、総務会の承認を受けて、組織本部長が決定する。

3 組織本部の各部局に、党外各種団体との連絡に任ずるため、連絡協議会を設け、連絡活動は組織本部において調整し、かつ促進する。

第五節 広報本部及び局

第十条 本支部連合会の広報活動を強化し、かつ促進するため、広報本部長を置く。

2 広報本部に、本部長一名、副本部長及び広報本部長若干名を置く。

3 広報本部長は、広報本部の運営にあたり、その部局を指揮し、かつ管掌する。

4 広報副本部長は、広報本部長を補佐する。

5 広報副本部長及び広報本部長は、総務会の承認を受けて、会長が決定

する。

第十一条 広報委員長管掌のもとに、次の局を置き、各局に局長及び次長各一名を置く。

- 1、情報宣伝局
- 2、党報局
- 2 局長及び次長は、総務会の承認を受けて、広報委員長が決定する。

第六節 県民運動本部

第十二条 本支部連合会で採りあげる県民運動を強力に展開するため、県民運動本部を置く。

- 2 県民運動本部に、本部長一名、副本部長及び県民運動本部員若干名を置く。
- 3 県民運動本部長は、県民運動本部の運営にあたり、同本部を指揮し、かつ管掌する。
- 4 副本部長は、県民運動本部長を補佐する。
- 5 副本部長及び県民運動本部員は、総務会の承認を受けて、会長が決定する。

する。

第十一条 広報~~本部長~~管掌のもとに、次の局を置き、各局に局長及び次長各一名を置く。

- 1、情報宣伝局
- 2、党報局
- 2 局長及び次長は、総務会の承認を受けて、広報~~本部長~~が決定する。

第六節 県民運動本部

第十二条 本支部連合会で採りあげる県民運動を強力に展開するため、県民運動本部を置く。

- 2 県民運動本部に、本部長一名、副本部長及び県民運動本部員若干名を置く。
- 3 県民運動本部長は、県民運動本部の運営にあたり、同本部を指揮し、かつ管掌する。
- 4 副本部長は、県民運動本部長を補佐する。
- 5 副本部長及び県民運動本部員は、総務会の承認を受けて、会長が決定する。

第三章 議決機関

第一節 支部連合大会

(第十三条～第十六条 略)

第十七条 支部連合大会は、会長、副会長、幹事長、総務会長、政務調査会長、財務委員長、組織委員長、広報委員長、県民運動本部長、選挙対策委員長、党紀委員長、会計監査並びに党全国大会代議員を選任する。

第五章 選挙対策委員会

(第二十八条 略)

第二十九条 選挙対策委員会は、会長、副会長、幹事長、総務会長、政務調査会長、財務委員長、組織委員長、広報委員長、県民運動本部長、党紀委員長、県議会議員会長、副幹事長及び国会議員代表、支部代表若干名をもって構成する。

第十一章 役員会

第三章 議決機関

第一節 支部連合大会

(第十三条～第十六条 略)

第十七条 支部連合大会は、会長、副会長、幹事長、財務委員長、組織本部長、広報本部長、県民運動本部長、総務会長、政務調査会長、選挙対策委員長、党紀委員長、会計監査並びに党全国大会代議員を選任する。

第五章 選挙対策委員会

(第二十八条 略)

第二十九条 選挙対策委員会は、会長、副会長、幹事長、財務委員長、組織本部長、広報本部長、県民運動本部長、総務会長、政務調査会長、党紀委員長、県議会議員会長、副幹事長及び国会議員代表、支部代表若干名をもって構成する。

第十一章 役員会

第三十九条 本支部連合会の各機関の連絡を密にし、党運営の円滑化に資するため、役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、選挙対策委員長、幹事長、総務会長、政務調査会長、財務委員長、組織委員長、広報委員長、県民運動本部長、党紀委員長、県議会議員会長及び、現職県議会議員の顧問と県議会議長（会長指名役員として）をもって構成し、必要に応じて、他の者の出席をもとめることができる。

第三十九条 本支部連合会の各機関の連絡を密にし、党運営の円滑化に資するため、役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、幹事長、財務委員長、組織本部長、広報本部長、県民運動本部長、総務会長、政務調査会長、選挙対策委員長、党紀委員長、県議会議員会長及び、現職県議会議員の顧問と県議会議長（会長指名役員として）をもって構成し、必要に応じて、他の者の出席をもとめることができる。